

申入協議終了のご通知

令和6年4月1日

旭観光株式会社代理人
岡崎拓也法律事務所
弁護士 岡崎 拓也 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階
内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

冠省

貴職より拝受した令和6年3月14日付「ご連絡」添付の契約条項について当法人において検討いたしました。

当法人の申入れ内容に沿って契約条項を改訂いただいたものと理解しておりますことから、貴社に対する差止請求に関する訴外での申入れに関する協議は、これをもって終了とさせていただきます。

なお、当法人では、引き続き、消費者被害防止の活動を行ってまいります。消費者からの情報提供等に基づき、必要に応じて貴社に対して再度、申入れをさせていただく場合もありますのでその点につきましてはご注意ください。

また、既にお伝えしておりましたとおり、当法人が令和5年11月13日付で送付した差止請求書に対し貴社から同月22日に改訂案が示され、その後書面による協議をした事実、また、協議の結果（必要な改訂がなされたこと）について公表させていただきます。本協議終了の通知書もあわせ公表させていただきますので、ご承知おきください。

本件につきまして、ご理解、ご対応いただき、誠にありがとうございました。

草々